

○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）（第九条第一号関係）

改正案	現行
<p>（出資等のエクスポージャー）</p> <p>第七十条 第五十条から前条までの規定にかかわらず、令第十一条第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。</p> <p>（重要な出資のエクスポージャー）</p> <p>第七十条の二 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条及び第七十条の三において同じ。）を算出する場合にあつては第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率（第十一条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条及び第七十条の三において同じ。）を算出する場合にあつては第十四条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（令第十一条第七項第三号に規定する出資をいう。次条第一項において同じ。）の</p>	<p>（出資等のエクスポージャー）</p> <p>第七十条 第五十条から前条までの規定にかかわらず、令第十一条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。</p> <p>（重要な出資のエクスポージャー）</p> <p>第七十条の二 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条及び第七十条の三において同じ。）を算出する場合にあつては第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率（第十一条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条及び第七十条の三において同じ。）を算出する場合にあつては第十四条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（令第十一条第五項第三号に規定する出資をいう。次条第一項において同じ。）の</p>

うち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二条の算式における自己資本の額（以下この条及び第百七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十一条の算式における自己資本の額（以下この条及び第百七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百七十八条の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2
(略)

うち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二条の算式における自己資本の額（以下この条及び第百七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十一条の算式における自己資本の額（以下この条及び第百七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百七十八条の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2
(略)